



堺脳損傷協会ニュースレター

この間、ヘッドウェイ堺（私たちが作った重度高次脳機能障害のためのスローリハビリを行う施設 <http://headway-sakai.net>）において、フェスティバルが開催されました。スタッフ全員が歌ったり踊ったりして、ほんまに芸達者なスタッフです。メンバーは半年練習したハンドベルに挑戦しました。今回は楽譜？（ドレミファ）なしの演奏でしたが、上手な指揮で演奏ができました。



2024年12月号ニュースレター目次

- 家族リハ報告
- リレーエッセイ：家族が遷延性意識障害になるということ
- 「N A S V A」とは
- 高次脳豆知識：合理的配慮の提供の義務化について
- Dr.Nのつぶやき：わたしが高次脳機能障害の人や家族によくいう標語。
- かずちゃんの気まぐれ日記 16
- 高次脳かるた：「や」行
- 今後の予定 家族リハビリ会 研修会



ニュースレターの掲載記事の変更のお知らせ

2024年2月からニュースレターをホームページに開示するに伴いまして、例会の交流会や家族リハで話し合ってることの記事は個人情報が含まれていますので、掲載を取りやめることにしました。ご了承ください。

家族リハ 報告

当事者の活動

1 1 月 カードゲーム UNO

2ヶ月続いてドンジャラをしたので、今回は UNO を楽しみました。

時間に余裕があったので、ニュースレターに連載している K.F さんのカルタで 1 月にカルタ取りをできるように、一枚ずつのカードを作りました。お楽しみに。

1 2 月 カレンダー制作

毎年恒例のカレンダー作りです。参加者それぞれが気に入った写真を持ち寄ってカレンダーにしました。旅行、祭り、近所の風景、大好きなキャラクター、季節の花など。これらのカレンダーを見ながら来年はどう過ごしているのでしょうか？



家族リハ交流会が、隣の部屋で開催されました。

11 月：60 歳近くの息子さんの利用できるサービスに悩まれている方の話を中心でした。

60 歳前後で脳血管障害になったら、介護保険の対象になります。介護保険のサービスは高齢者を対象としているところが多く、比較的若い人は敬遠しがちです。介護保険サービスをマネージするケアマネさんは障害福祉サービスの利用について、よく知らないというのが現実のようです。介護保険の対象者でも希望すれば障害福祉サービスを利用できることを知っておく必要があります。

12 月：前回もですが、今回も 80-50 問題です。80 代の親が 50 代の子の生活を支える問題のことです。事故や脳血管障害などで障害を負った 50 代の子供の世話を 80 代の親が今はできていても、そう遠くない未来にできなくなることを考えないといけないという話になりました。

【リレーエッセイ】



家族が遷延性意識障害になるということ

H.M

私の母は、2018年1月に交通事故に遭い、びまん性軸索損傷および遷延性意識障害の状態になりました。

当時、私は県外に住んでおり、病院からの電話ですぐに病院へ向かいました。そこで意識不明で重体の母と対面しました。開頭手術をするか決断を迫られ、左外減圧の処置をしていただきました。その時に「あくまで救命処置であり、後遺症や意識障害が残る可能性は大きい」と告げられました。そのとおりに、現在まで約6年間、母は意識障害をもったままです。

振り返ると事故当初は現実を受け入れること、自分自身が日常生活を取り戻すこと、つまりは自分自身を立て直すことに必死で、母に関して何がベストなのか情報収集をしたり、考えたりということが出来なかったように思います。月日は着実に流れて、2か月ほどで急性期の病院を退院し、療養型の病院へ転院となりました。

そこでは、母の身体自体は基本的に健康ではあるものの、意識面での変化はみられませんでした。療養型の病院ですので、次第にリハビリの回数も減少しました。面会の時にマッサージや声掛けをしたりするものの、大きな変化はなく、コロナ禍になってしまいました。

約2年弱ほど、面会禁止が続き、会わない間に一人で居る母を思うと辛い日々が続きました。命があるだけありがたいことですが、寝たきりのままの母は果たして幸せなのか、事故直後に救命処置をお願いしたことが正しいことだったのか悩み苦しむことがありました。

感染症の流行が落ち着いて面会ができるようになり、こちらからの要望で1-2か月に1度程度で外出をさせていただけるようになりました。主治医が快く受けてくださったのがとてもありがたかったです。外出の際は、帰宅することが多かったのですが、その時に心なしか嬉しそうな表情を窺うことができました。少しでも変化を作れば、また見慣れた景色を見ることが出来たら本人にとって刺激になるのだと、私も嬉しく感じました。

それでも、ベッドで一人寝ている母に別れを告げて帰るとき、いつも心苦しくなりました。何を考えているのだろうか。

後ろ髪を引かれながら、30分の面会時間を終えて病院をあとにする日々でした。

もっと何か母に対して出来ることはないだろうか。本を読み、ネットで情報を漁り続けて辿りついたのが「なやクリニック」さんでした。

家族会で何か知恵をいただけないだろうか、と藁にも縋る思いで2024年5月に初めてお伺いしました。そして、教えていただいたのが「NASVA」の存在でした。一番近い岡山療護センターに問い合わせをし、母は入院の条件を満たしていることが分かり申請、面談とあっという間に手続きが進み、転院が決まりました。岡山と距離は離れていますが、毎日リハビリを実施していただき、日が差す明るい部屋で、大きな窓の近くで四季を感じられる環境にいます。本人はリハビリが大変かもしれないけれど、心細く思うことはないのかなと感じています。少しずつ身体にも改善がみられ、母に会うと私も元気を分けてもらっています。看護師さんたちのお力添えのおかげです。

今までお世話になってきた分、これから親孝行をしようと思っていた矢先の事故でした。悔しくて、泣くことが多い数年間でしたが、ここにきてやっと本当の意味で向き合い、前に進むことが出来た気がします。そのきっかけを与えてくださった堺脳損傷協会、家族会のみなさまには感謝しかありません。本当にありがとうございます。



「NASVA」とは 独立行政法人自動車事故対策機構のことです。

NASVA は、自動車事故の発生防止およびその被害者への援護を主な目的とした、国土交通省所管の独立行政法人で、その運営形態、業務範囲などは独立行政法人自動車事故対策機構法によって定められています。

業務内容は大きく分けて3つ、「被害者援護業務」、「安全情報提供業務」、「安全指導業務」です。

被害者援護業務は、自動車事故被害者の支援のため、自動車事故により脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害を持つこととなり、移動や食事、排泄などの日常動作について常時又は随時の介護が必要な方に介護料を支給しております。

また、自動車事故により脳を損傷し、重度の意識障害を負った方を対象に、社会復帰の可能性を追求しながら適切な治療と看護を行う専門病院である療護施設を全国11ヶ所に設置・運営しております。

安全情報提供業務は、より安全な自動車の普及のために、新車販売されている自動車に対して、ドライバーを支援するさまざまな予防安全技術に関する試験、事故時に自動車の乗員や歩行者を守る技術に関する試験等を行い、自動車の安全性能を「見える化」し、その結果を公表しています。

安全指導業務は、自動車事故防止の一助として、主に自動車運送事業者向けに、運転者を対象とした「適性診断」、事業用自動車の運行を管理する運行管理者を対象とした「指導講習」、経営者層を対象とした、組織に安全風土を根付かせるための「安全マネジメントサービス」を提供することにより、自動車運送事業者の安全への取組みをサポートし、事故の削減を積極的に進めています。

【高次脳豆知識】

合理的配慮の提供の義務化について

精神保健福祉士・社会福祉士 中西万理

令和3年に障害者差別解消法が改正され、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供義務は、行政機関や公共施設のみとされていましたが、令和6年4月1日から**民間事業者**にも合理的配慮の提供が義務化されました。

見聞きされているかと思いますが、どのようなものなのか改めてお伝えします。

1. 合理的配慮とは何か？

1-1. 合理的配慮の意味

合理的配慮とは、障害の有無に関係なくすべての人々が平等に社会生活を送れるようにするため、日常生活にあるさまざまなバリア（障壁）を本人の意思を尊重しながら負担のない範囲で調整をおこない、できる限り制限を取り除くことです。

1-2. 義務化の背景

障害の捉え方が「医学モデル」から「社会モデル」へと変化していることが要因の一つです。

障害における医学モデルとは、日常生活で受ける制限が「個人の障害や病気によるもの」であり、障害で生じるバリアは個人的なものであり、障害者本人が解決すべき問題であるとも捉えられます。一方で社会モデルは、障害で生じるバリアは「社会全体のものである」と捉え、必要な配慮や改善をしていくという考え方です。

こうした考え方の変化が強まっているため、今回の改正では合理的配慮の範囲を民間企業でも義務化したという背景があります。

1-3. 合理的配慮の対象者は？

【障害者】

- 障害者手帳を持っている人のことではありません。

● 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害や高次脳機能障害のある人も含まれます）、その他、心や体のはたらきに障害（難病等に起因する障害も含まれます）がある人で、障害や社会の中にあるバリアによって、日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人全てが対象です。

【事業者】

- 商業その他の事業を行う企業や団体、店舗であり、目的の営利・非営利、個人・法人の別を問わず、同じサービス等を反復継続する意思をもって行う者となります。
- 個人事業主やボランティア活動をするグループなども「事業者」に入ります。

【分野】

- 教育、医療、福祉、公共交通等、日常生活及び社会生活全般に係る分野が広く対象となります。塾や習い事も入ります。

1-4. 合理的配慮の範囲

合理的配慮の対象者から配慮の希望を申し出があった場合、合理的配慮への対応が必要です。

また、事業者としての合理的配慮は、事務や事業の目的、内容、機能に沿って以下3つをすべて満たさなければなりません。

- 必要とされる範囲で本来の業務に付随する対応に限られること
- 障害のない人と比較して同等の機会の提供を受けるためのものであること
- 事務や事業の目的、内容、機能の本質的な変更は伴わないこと

合理的配慮の提供において、その提供に伴って負担が過重にならない範囲で対応に努めることとされています。

1-5. 合理的配慮を提供しないことによる罰則はある？

提供しないことに対する具体的な罰則はありません。

ただし、障害者への不当な権利侵害や差別的な取り扱いが同一の民間事業者で繰り返し行われた場合、行政が民間事業者に報告を求めることができます。

具体例としては、介助者が同伴していない障害者のみでの入店を断る、障害者の方に物件を紹介しないなどといった事例です。

このような事例があつて行政から報告を求められているのにも関わらず、報告を怠ったり虚偽の報告をしたりした場合には、**20万円以下の罰金が課せられる可能性**があります。





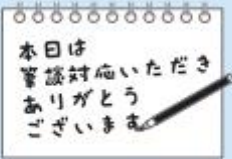

合理的配慮を受けることはわがままではなく権利ですが、双方の対話が必要であると言われて
ているように一方的に決めつけるものではありません。


目が悪い人がメガネをかけるのと同じように合理的配慮も困りごとに対する一つのサポート
です。

合理的配慮に基づいた適切な支援によって、障がいや疾患による困りごとを抱える人たちが
自分の力を十分に発揮し、さらにいきいきとした生活が送れる社会になれるといいです
ね。

合理的配慮の具体例

※合理的配慮の内容は個別の場面に応じて異なるものになりますので、以下の例は
あらゆる事業者が必ずしも実施するものではないこと、また以下の例以外であっ
ても合理的配慮に該当するものがあることに留意しましょう。

物理的環境への配慮 (例：肢体不自由)	意思疎通への配慮 (例：弱視難聴)	ルール・慣行の柔軟な変更 (例：学習障害)
 <p>【障害のある人からの申出】 飲食店で車椅子のまま着席したい。</p>	 <p>【障害のある人からの申出】 雑談のため筆談によるコミュニケーションを希望したが、弱視でもあるため細いペンや小さな文字では読みづらい。</p>	 <p>【障害のある人からの申出】 文字の読み書きに時間がかかるため、セミナーへ参加中にホワイトボードを最後まで書き写すことができない。</p>
 <p>【申出への対応（合理的配慮の提供）】 机に備え付けの椅子を片付けて、車椅子のまま着席できるスペースを確保した。</p>	 <p>【申出への対応（合理的配慮の提供）】 太いペンで大きな文字を書いて筆談を行った。</p>	 <p>【申出への対応（合理的配慮の提供）】 書き写す代わりに、デジタルカメラ、スマートフォン、タブレット型端末などで、ホワイトボードを撮影することとした。</p>



合理的配慮の提供における留意点（対話の際に避けるべき考え方）

「前例がありません」

- ・合理的配慮の提供は個別の状況に応じて柔軟に検討する必要があります。前例がないことは断る理由になりません。

「特別扱いできません」

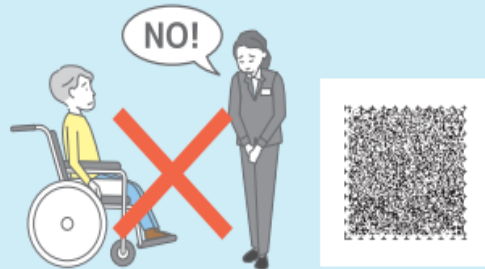
- ・合理的配慮は障害のある人もない人も同じようにできる状況を整えることが目的であり、「特別扱い」ではありません。

「もし何かあったら…」

- ・漠然としたリスクだけでは断る理由になりません。どのようなリスクが生じ、そのリスク低減のためにどのような対応ができるのか、具体的に検討する必要があります。

「〇〇障害のある人は…」

- ・同じ障害でも程度などによって適切な配慮が異なりますので、ひとくくりにせず個別に検討する必要があります。

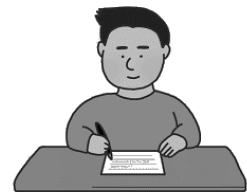


5

引用資料：内閣府発行リーフレット

【Dr. N のつぶやき】

わたしが高次脳機能障害の人や家族によくいう標語。



一、 記憶より記録

なんぼしても覚えられへんという人に、こう言います。
人間忘れるものですが、高次脳機能障害の人は特に忘れやすい。
覚えようとするより、日記、スマホ、スティッキーズなどに書くのがおすすめ。
よくどこに書いたか分からない、書いたことを忘れるという人が多い。
書くのは一冊の予定表と決め、それを食前食後に見る習慣をつけることです。

二、 安全な日本、でも車の運転と下り階段は危険

車の運転が危険なことは毎日テレビのニュースを見てもわかります。
でも意外に下り階段が危険というのは忘れがち。
駅の階段で落ちそうになり、ようやく辿り着いた階段の下で、足を挫いた人、バスの降りしなにヒールが引っかかって転げた人などなど登り階段より危険ですよ。

8

三、 薬よりお金

脳損傷の後憂鬱になったり、不機嫌になる人が多い。そんな人に効く薬がないわけではない。しかし障害年金や自賠責保険、労災年金がうまくいってお礼に来られた家族、本人ともにニコニコして、薬よりやっぱりお金だなあと思う。

四、 運転するなというのは簡単

運転免許の更新の診断書を書いてという患者は多い。こうした患者に誰彼なく運転はダメと一律に言う医者がある。ダメというのは簡単だが、回復した患者の生活を奪うことになりかねない。

だから府にお願いして、自動車運転評価事業を立ち上げた。

神経心理学的検査をして、特に注意力のある人、空間無視の無い人は実際に車を運転してもらった、そこで合格すれば運転可能の診断書を出すのが常識ではないか。

確かにスーパーや難波の繁華街を歩いて、人にぶつかって仕方がない人や、左にあるものが見えない人は要注意であるが。

五、 高次脳機能障害は何科の医師が見るべき？

最近時々テレビなどで頭をけがした人が高次脳機能障害になったというドラマがある。

そんな時に、高次脳機能障害の専門医は脳外科が颯爽と登場する。

では、高次脳機能障害は脳外科医が診れば良いのだろうか

普通の常識的な脳外科医に聞くと、とても迷惑だ、脳外科医は頭蓋骨を外して、脳の悪いところを取るのが専門で、記憶障害やイライラは診れないという。

もちろん脳外科医の中には高次脳機能障害の勉強をしてしっかり診てくれる脳外医もいるがそれは高次脳機能障害が診れる脳外科医で、普通の脳外科医ではない。

私が書いた診断書に、長々と反論をかいてくる脳外科医がいる。分厚い意見書だから、おそらく 30 万から 50 万円は取っているに違いない。しかし中身は教科書のコピーで、反論にはなっていない。それでも素人の裁判官は分厚くてカラー写真のある意見書を信じるのかもしれない。

では誰が診るべきか。高次脳機能障害の勉強をした医者だ。何科でも。



【かずちゃんの気まぐれ日記】 16

「心の整理と仲間」



今年一年を振り返る中で気がついた事です。私は人と会話をしていると、理解者を増やしたい気持ちが今も強く出てしまいます。他にも、支援者が私にどのような答えを待たれているのか、支援者の思いと違っていた場合は、支援を断られてしまうのではないかと一人考えてしまう事があります。その為、支援者との関係性が理解されないまま、より一層悪くなってしまいます。それはやはり、私という人物の人間性と病気(障害)に対しての認知度が低い事だと感じています。私は、他疾患併存もしています。その内の一つの疾患も認知度は低いです。

長年に渡り苦しみ続けてきた症状も寝たきりに近い状態になってしまった事で、先月また治療を受けてきました。私の場合、治療に対しての完治はありません。しかし、日常生活の中で、数分でも多く離床する事が出来れば良い。出来なかった事の一部でも出来る日が来れば良い。現状以下にならない様に維持したい。そんな気持ちで治療に望みました。

結果は想定していた事に近いです。私の今までの経験上、数ヶ月から数年かけて徐々にです。その間に、自分なりの日常生活を作っていかなければなりません。これが私に残された人生の課題です。ここで支援してもらえらる支援者(理解者)との出会いがあり、共に学ぶといった心で、関係性が構築出来ると治療効果もバツグンです。きびしいね～。



や行カルタ

K.F

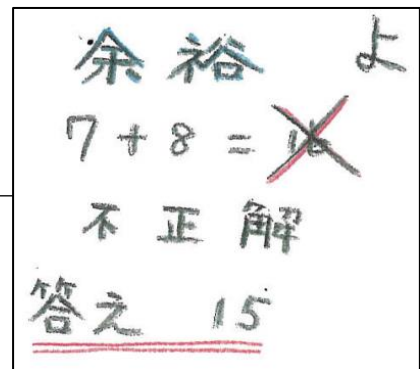
約束を や
ダブルで忘れて
悲しいね



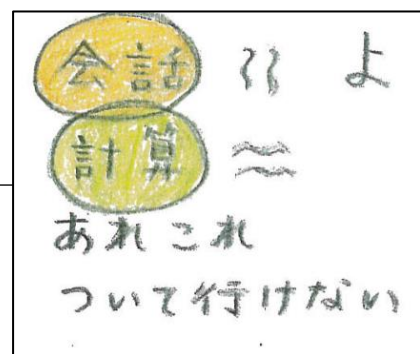
有効に ゆ
サービス利用
したいです



余裕で よ
解答みるも
不正解



世の中に よ
ついて行けない
支援して



【今後の予定】

家族リハ・交流会

13:30開始 なやクリニックにて 同時開催です

家族リハ

1月11日（第2土曜日） お餅つき

2月1日（第1土曜日） バレンタインデーに向けてお菓子作り



交流会

交流会は、仲間うちの話し合いの場として、①介助している側の苦勞話しができ、グチを出せる場、ストレスの発散の場、②互いの経験から学び合う場、情報を得る場、③当事者を見守り、家族ぐるみの関係をつくる場と考えています。皆さまのご参加をお待ちしています。

※ 令和7年の研修会の開催が決まりました。

日時：令和7年3月17日（月）18時開演

場所：堺市東文化会館大ホール

講師 全国社会福祉協議会会長 元厚生労働省事務次官

村木 厚子氏

活動のお知らせは、ホームページに掲載いたしますので、ご覧ください。

ホームページ：<http://www.nayaclinic.com/bias>

電話でのお問い合わせは、開催予定日の数日前にお願いします。

072-236-4176（なやクリニック受付）

